

# 外国人住民の方へ ～豊島区役所税務課より～ A message to foreign residents from the Toshima City Tax Section

98%以上の方が住民税を支払っています。

日本では住民税〈そこに住んでいるひとが払わなければいけない税金〉があり、ごみを集めることなどの行政サービスに使われています。

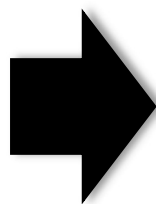


住民税額は「前の年の給料」で決まります。学生でもアルバイトでも給料が多かったら、次の年に住民税がかかります。

住民税を支払わなかったら、住民税に加えて遅れた分のお金も払う必要があります。また、相談もしないまま払わなかったら財産が使うことができなくなることがあります。

区役所からの手紙が届くように、家の入口やポストにあなたの名前を書いてください。

案内  
介绍  
안내  
For more information  
အမှန်နဲ့ နားထောင်မှု  
Hướng dẫn  
सूचना



豊島区役所税務課（としまくやくしよぜいむか）

〒171-8422

東京都豊島区南池袋 2-45-1

豊島区役所：03-3981-1111（代表）

平日：午前8時30分～午後5時

メール：[A0013705@city.toshima.lg.jp](mailto:A0013705@city.toshima.lg.jp)